

ソーシャルワークの展開過程

個別援助技術の展開過程

- ① 受理面接（インテーク）
- ② 事前評価（アセスメント）
- ③ 支援計画（プランニング）
- ④ 介入（インターベンション）
- ⑤ 振り返りと支援計画の見直し（モニタリング）
- ⑥ 事後評価及び終結（エヴァリュエーション）

児童虐待の定義や現状について理解する

2022年1月 法制審議会 → 民法822条（懲戒）削除の方針を決定
体罰を禁止する規定を新設予定

新規定要綱案

①親の行動について

子の人格を尊重するとともに、子の年齢および発達の程度に配慮しなければならない

②体罰等の禁止

体罰その他の心身に有害な影響を及ぼす言動の禁止

グループ活動 体罰が禁止されたことを保護者にどのように伝えましょう

③他のメンバーを保護者に見立て、不適切な養育が疑われる保護者に面談時に「体罰の禁止」について伝えてみましょう。

—設定—

あなたは年中クラスの担任です。ある日、子どもの着替えをしていると背中にあざがあるのを発見しました。子どもに話を聞くとお母さんに叩かれたと話しました。日頃の親子関係においても叩く様子が数名の保護者や保育者から報告されていました。

園で話し合った結果、主任の先生が立ち会いますが、担任であるあなたが主となり面談することになりました。

グループ活動 体罰が禁止されたことを保護者にどのように伝えましょう

○しつけと体罰・虐待の差はどこにあるのか

しつけ → 子ども自身を伸ばし、自律をサポートする

体罰 → **苦痛や意図的な不快感**をもたらす行為

【体罰等によらない子育てのために（2020年2月）厚労省】

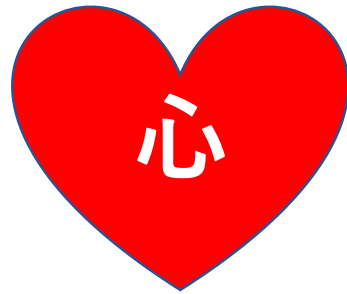
○親をサポートする視点が大切です。

法律で決まったことを保護者に伝えても反感や不信感を招くだけで解決にいたらないこともあります。

厚労省の示したガイドラインでも、「親を罰する」ことが目的ではなくサポートすることを目的としていると記載されています。

專門職的關係

母親A
個性
生活史
性格
家族關係
社会的役割



保育士としての倫理

保育士B
個性
生活史
性格
家族關係
社会的役割



知識・理論

グループ活動 体罰が禁止されたことを保護者にどのように伝えましょう

○あざや体罰を発見した状況の説明

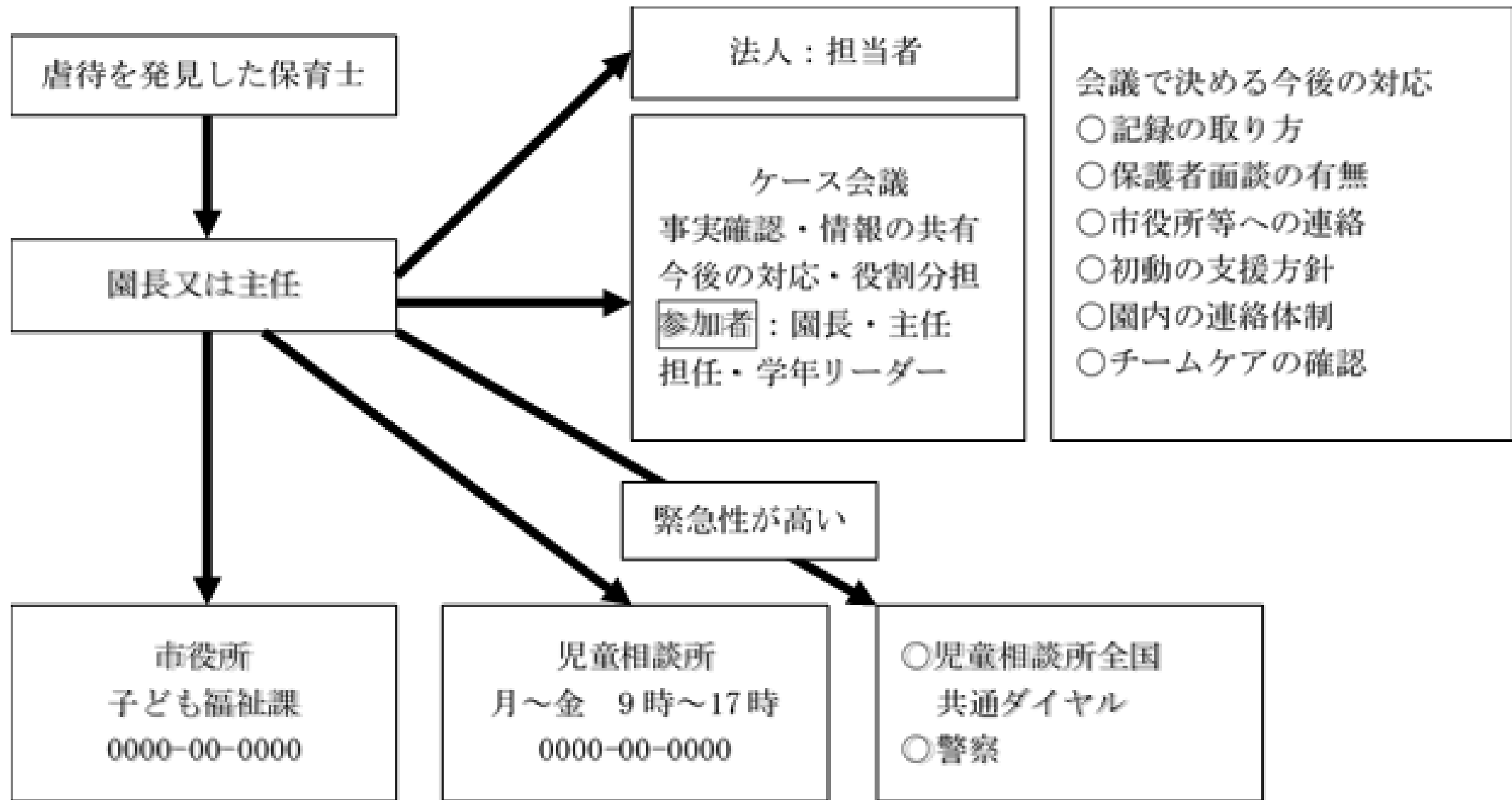
着替えの際に、〇〇ちゃんの背中にあざがあるのに気づいたのでお母さんが事情をしているかと思い、声を掛けました。

他の保護者の方や先生が〇〇ちゃんを叩いているところを見たとのことだったので、お母さんに何かあったのかと思って声を掛けました。

○否定する場合 → そうでしたか。わかりました。お母さんから相談したいことがあったらいつでも聞きますからね

○認める場合 → 「でも・・・」「だって・・・」をよく聞く
お母さんは、〇〇ちゃんを正しく育てたいって思っているんですね。ただ、叩いてしまうとお母さんのせっかくの思いも無駄になってしまうかもしれません・・・。

児童虐待の疑いがある子どもを発見した場合の連絡体制



児童虐待の疑いがある子どもを発見した場合の連絡体制

児童虐待防止法

- 通告 → 保護者を罰する ×
- 保護者と子どもを支援につなげる ○

虐待予防の視点

- ①「子どもの側からみてどうか」の視点から判断する
- ②保育園の役割は、SOSに気づき、支援につなげること、判定はしない
- ③子どもを守るために諦めない、抱え込まない

事例から考えてみましょう。

事例を読み以下の事について話し合ってみましょう。

①通告のタイミングでどこに実施しますか？虐待の種類は何にあたりますか？

→1歳児クラスでの通告（又は0歳児）、虐待の種類 → 身体的虐待

→通告は市町村又は児童相談所、子ども家庭支援センターなど

②通告した場合に生じる課題について考えてみましょう

保護者との信頼関係が崩れるなどの懸念があります。

③保育者に芽生える悩みや葛藤にはどんなものがあるでしょうか

信頼関係や保護者の悩みに触れるほど通告することに悩み葛藤します。

事例から考えてみましょう。

N男の以下の行動の意味を考えましょう

「表情が硬く、食事は詰め込むようにして食べる」

→ **食事場面で培われる、交流や一体感よりも生理的欲求のみを満たしている**

「奇声をあげたり、他児を叩く、噛む行為」

→ **愛着障害による人間関係不全の状態、不安や孤独のあらわれ**

「午睡時に体に触れると「イタイイタイ」と嫌がる」

→ 「**触れられる**」 = 「**痛み、嫌なこと**」という経験からあらわれる

「母親に「あっちいけ」「いつ死ぬの」などと言ったりする」

→ **母親に対する試し行動**

— 試し行動の意味 —

① 「愛情を確かめる行為」

叱られる行為をし、自分への愛情がどの程度のものなのか、自分が愛しているように保護者は愛しているのかを確認したいためにこれらの行動がみられます。

② 「保護者のかかわりに対する混乱」

不適切な養育の状態にある保護者にかかわるときに重要なことは行為そのものだけでなく、子育てに一貫性があるかということも大切です。

保護者の感情のままに、ある時は叱られ、ある時は無視され、叩かれということが続くと、子どもは何が正しい行動かわからなくなり混乱します。また、保育園で保育者から伝えられたことを家庭で実践しても褒められず、叱られたりするとさらに子どもは混乱をきたします。

児童虐待への対応

○愛着療法（引用：「事例にみる被虐待児の施設への適応過程」金崎、宇賀神、加藤）

- ①目を合わせる、子どもの目線の高さで、子どもの目を見ながら話す。
- ②互いに微笑み合う（子どもと一緒にいることが楽しいという気持ちを伝える）
- ③幼児の場合、抱いてリズムをつけて揺する（同時性を育む）
- ④優しく、体に触れる（接触が痛みに繋がらず“癒し”につながるように）。
- ⑥語りかけるときは、明るく、静かに。言わなくてもよいことを言わない。
- ⑦子どもが自分や他人を危険にさらすときは、きっぱりと諭す。
- ⑧子どもが良い行動をしたときは、その行動を描写して褒める。
- ⑨子どもが自分の誇りであることを伝える

療法は、信頼関係を前提にしたもので、必ず効を奏するとは限らない。

貧困状況におかれた子どもの現状と対応

「子どもの貧困対策に関する大綱」では4つの支援を重視。

- ① **教育の支援**（学力保障、福祉機関との連携、就学・進学への支援等）
- ② **生活の支援**（保護者の生活支援、子どもの生活支援、子どもの就労支援、支援人員の確保等）
- ③ **保護者に対する就労の支援**
（親に対する就労支援。学び直しの支援、就労機会の確保等）
- ④ **経済的支援**
（教育扶助の支給方法、生活保護の子供の進学時の支援等）

事例から考える

○保育料の変更

婚姻や離婚等により家庭の状況に変更があった場合や、生活保護法による保護を受給開始となった場合等は、保育料を再計算しますとの告知が市のホームページ等に掲載されています。収入等に変化があった場合、市役所につなげることも重要です。

○子育ての補完的役割の拡充

労働と子育ての両立には大変な苦勞が伴います。保育園の役割の限界を超える場合は、児童委員や主任児童委員へつないだり、ファミリーサポートセンターを紹介したりすることで、子育ての補完を実施することが出来ます。